	数から（±）一〇MHz及び（±）二〇MHz（複号同順とする。）離れた周波数において（一）四六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）の変調のない妨害波及び帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合において、スループットがその最大値の九五％以上
注　チャネル間隔が一・〇八MHzの携帯移動地球局にあつては、チャネル間隔が三MHzの携帯移動地球局に係る実効選択度の項に規定する値を満たすこと。	

〇総務省告示第三百六十号

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）第三十条の二第二項第六号の規定に基づき、平成十五年総務省告示第三百四十四号（外国の無線局等の無線設備が電波法第三章に定める技術基準に相当する技術基準に適合する事実を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年十月一日

総務大臣　藤井比早之

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
一　次の各号に掲げる無線設備の規格に係る特定無線局（法第二十七条の二第一号に掲げる無線局に係るものに限る。以下同じ。）の包括免許人が法第百三条の六第一項の規定に基づき本邦内において運用しようとする外国の無線局の無線設備が当該各号に定める技術基準に相当する技術基準に適合するとの事実は、当該無線設備に次の表示が付されているものであることとする。	一　［同上］
［1～3　略］	［1～3　同上］
4　施行規則第十五条の三第五号(18)に掲げる規格　設備規則第四十九条の二十四第四項に規定する技術基準	4　施行規則第十五条の三第五号(16)に掲げる規格　設備規則第四十九条の二十四第四項に規定する技術基準
5　施行規則第十五条の三第五号(19)に掲げる規格　設備規則第四十九条の二十四第五項に規定する技術基準	5　施行規則第十五条の三第五号(17)に掲げる規格　設備規則第四十九条の二十四第五項に規定する技術基準
6　施行規則第十五条の三第五号(20)に掲げる規格　設備規則第四十九条の二十四第六項に規定する技術基準	6　施行規則第十五条の三第五号(18)に掲げる規格　設備規則第四十九条の二十四第六項に規定する技術基準
二　次の各号に掲げる無線設備の規格に係る特定無線局の包括免許人が法第百三条の六第一項の規定に基づき本邦内において運用しようとする同項第一号の無線局の無線設備が当該各号に定める技術基準に相当する技術基準に適合するとの事実は、当該無線設備が当該各号に定める技術基準に相当する国際電気通信連合無線通信部門の勧告又はThird Generation Partnership Projectの技術仕様書に定める技術基準に準拠した外国の法令に適合することについて当該外国の法令により確認されているもの（本邦内の他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用することができるものに限る。）であることとする。	二　［同上］
［1～14　略］	［1～14　同上］
15　施行規則第十五条の三第五号(10)に掲げる規格　設備規則第四十九条の二十三の七第一項及び第二項に規定する技術基準	15　施行規則第十五条の三第五号(10)に掲げる規格　設備規則第四十九条の二十三の七に規定する技術基準
16　施行規則第十五条の三第五号(11)に掲げる規格　設備規則第四十九条の二十三の七第一項及び第三項に規定する技術基準	［新設］